

グリーンファイナンスフレームワークへのセカンドオピニオン

R&I は企業等が定めるグリーンファイナンスのフレームワークがグリーンボンド原則（GBP）等に適合していることを評価するセカンドオピニオンを提供します。フレームワークとはグリーンファイナンスに先立ち、調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート等について、調達主体が定める方針のことを言います。フレームワークの GBP 等への適合性に関する判断の考え方を以下に示します。

1. 調達資金の用途

調達資金の用途について、次の手順で GBP 等への適合性を確認します。

- A) 対象となるプロジェクトが GBP に定められる以下の 10 事業に該当するか
- B) 具体的な事業の内容を踏まえ、グリーンファイナンスの資金用途として妥当か（相応の環境効果を有するか）

No.	事業区分
1	再生可能エネルギー Renewable energy
2	エネルギー効率 Energy efficiency
3	汚染の防止及び管理 Pollution prevention and control
4	生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理 Environmentally sustainable management of living natural resources and land use
5	陸上及び水生生物の多様性の保全 Terrestrial and aquatic biodiversity conservation
6	クリーン輸送 Clean transportation
7	持続可能な水資源および廃水管理 Sustainable water and wastewater management
8	気候変動への適応 Climate change adaptation
9	高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス Eco-efficient and/or circular economy adapted products, production technologies and processes
10	地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング Green buildings which meet regional, national or internationally recognized standards or certifications.

具体的な事業の内容を踏まえ、以下の事項に基づきグリーンファイナンスの資金使途としての妥当性を総合的に評価します。

- ① 対象事業が、環境に関する政策や一般的に認められた見解に基づき、環境問題の解決に資する事業と考えられるか
- ② 事業ごとに環境効果を判断する上で重視される項目について、定量的、定性的に相応の効果が見込まれる旨の客観的な根拠を有するか
- ③ 対象事業の事業計画が基本的に妥当なものとなっているか

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

以下の項目を中心に GBP 等への適合性を確認します。

項目	主な確認内容
対象事業の選定基準の妥当性	<p>対象事業の選定基準（乃至選定の考え方）が、定められているか</p> <p>対象事業の選定基準が、環境問題の解決に資する事業を選定する上で十分なものとなっているか</p> <p>事業の環境・社会リスクを考慮しているか</p>
対象事業の選定基準（乃至選定の考え方）の決定プロセス	<p>選定基準（乃至選定の考え方）の決定プロセスの妥当性</p> <p>選定基準決定時の専門性の担保（内部の環境専門部署/委員会等が関与しているか等）</p> <p>発行体の環境方針・戦略等における対象事業の位置づけが明確かつ合理的か</p>
対象事業選定のプロセス	<p>対象事業の選定体制は整っているか</p> <p>対象事業の選定に係る牽制・確認機能があるか</p>

3. 調達資金の管理

以下の項目を中心に GBP 等への適合性を確認します。

項目	主な確認内容
資金充当計画の妥当性	調達資金の充当計画は適切に定められているか
資金管理、確認体制	<p>調達資金を管理する体制が整っているか</p> <p>調達資金の充当状況について、外部監査を受けるか。受けない場合、内部での確認体制は十分であるか</p>
区分管理	調達資金は専用銀行口座で管理されているか。専用銀行口座がない場合、調達資金が対象事業に充当されることを担保する仕組みがあるか
未充当資金の充当	未充当資金がある場合、適切な運用先を規定しているか

4. レポーティング

以下の項目を中心に GBP 等への適合性を確認します。

項目	主な確認内容
発行時の開示内容	当初充当予定資産、グリーンボンドのフレームワーク、想定される環境効果、などが発行時に開示されているか
期中のレポーティング予定項目	調達資金の対象事業への充当状況（内容、頻度） 環境改善効果（内容、頻度）

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R & I に帰属します。R & I の事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。R & I は、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR & I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。